

# 住民異動の手続きについて

転勤や進学等で引越しをするときは、住民異動の手続きが必要です。忘れずに届出をしてください。  
届出は、本人又は同じ世帯の方ができます。それ以外の方が届出を行う場合には委任状が必要です。また、窓口では、届出者の本人確認をしていますので、運転免許証・住民基本台帳カード・健康保険証等をお持ちください。  
なお、届出に必要なものは対象者によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

届出の種類	届出の期間	届出に必要なもの(例)
<b>転入届</b> (他の市区町村や国外から引越してきた方)	転入した日から14日以内	・転出証明書(※) ・年金手帳(国民年金) ・住民基本台帳カード ・印鑑
<b>転出届</b> (松伏町から他の市区町村や国外に引越す方)	転出予定日の14日前から転出後14日以内	・印鑑登録証 ・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・住民基本台帳カード ・印鑑
<b>転居届</b> (松伏町内で引越した方)	転居をした日から14日以内	・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・住民基本台帳カード ・印鑑

※住民基本台帳カードをお持ちの方で特例転出をした方は、転出証明書は発行されません。転入される方の住民基本台帳カード(お持ちの方全員分)をお持ちください。

■窓口／住民ほけん課

## 環境経済課のお知らせ

問合せ／生活環境担当 ☎991-1839



# 引越しに伴うごみの処理について

引越しに伴うごみは、次のように処分してください。

**粗大ごみの収集の申込みはお早めに!**



粗大ごみ(有料)	<b>戸別収集</b> 中間処理場へ申し込みをしてください。 <b>■収集日</b> ／3月4日(月)～13日(水) ※土・日を除く 4月3日(水)～9日(火) ※土・日を除く <b>■予約受付</b> ／中間処理場 ☎992-0531 <b>直接搬入</b> 予約は不要です。中間処理場の受付時間内に搬入してください。 (【中間処理場の受付時間】 月～金曜日、第2・第4土曜日 午前8時30分～午後4時) ※4月からは第1・第3日曜日も受け付けます。
ビン、金属、雑芥	▶収集日に、集積所に出してください。 ▶引越しの場合に限り、中間処理場へ搬入することができます。事前に環境経済課に申請し、指定袋に入れて搬入してください。
ペットボトル	▶月1回の集積所収集又はスーパー・公共施設の回収場所へ出してください。 回収場所／いなげや松伏店、町役場、中央公民館、赤岩地区公民館 B&G海洋センター、老人福祉センター、ふれあいセンターかがやき
もえるごみ	▶収集日に出してください。中間処理場への搬入はできません。

この広報3月号に平成25年度ごみ収集カレンダーが折り込まれています